

大分大学における履修証明プログラムに関する規程

平成22年2月22日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第164条及び大分大学学則（平成16年規則第8号。以下「学則」という。）第68条の規定に基づく特別の課程として、大分大学（以下「本学」という。）における履修証明を行うプログラム（以下「履修証明プログラム」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 履修証明プログラムは、主に社会人等の本学の学生以外の者を対象として、体系的な知識・技術等の習得を目指した学習の機会を提供することを目的とする。

(編成方法)

第3条 履修証明プログラムは、本学が開講する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとし、その総時間数は120時間以上とする。

(履修資格)

第4条 履修証明プログラムの履修資格は、学則第32条又は大分大学大学院学則（平成16年規則第9号）第24条に規定する本学への入学資格を有する者のうちから、履修証明プログラムを開設する学部又は研究科（以下「開設部局」という。）において定めるものとする。

(担当教員)

第5条 履修証明プログラムを担当する者は、本学の教授、准教授、講師及び助教とする。
2 前項の規定にかかわらず、開設部局の長が必要と認める場合は、前項に規定する者以外の者に履修証明プログラムの担当を委嘱することができる。

(実施手続)

第6条 開設部局の長は、履修証明プログラムの名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件、受講料その他の事項について、当該開設部局の教授会又は研究科委員会の議を経て、学長の承認を得るものとする。
2 開設部局の長は、学長の承認を得た前項に掲げる事項を公表するものとする。

(記録の作成と管理)

第7条 開設部局の長は、履修証明プログラムの履修者の学籍その他教務に関する記録を作成し、管理しなければならない。

(履修証明書の交付)

第8条 学長は、履修証明プログラムを修了した者に、修了の事実を証する証明書（以下「履修証明書」という。）を交付するものとする。

2 履修証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、履修証明プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成22年規程第4号）

この規程は、平成22年2月22日から施行する。

別記様式

第 号

履 修 証 明 書

氏 名

年 月 日生

学校教育法第105条の規定に基づき、本学所定の下記プログラムを修めたことをここに証する。

記

プログラムの名称

プログラムの概要

総時間数

年 月 日

大分大学長

印